

改正案		現行									
<p>第二条 議事規則第十条の規定により部会に、次の表の上欄に掲げる小委員会を置き、これらの小委員会の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>第二条 議事規則第十条の規定により部会に、次の表の上欄に掲げる小委員会を置き、これらの小委員会の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> <tr> <td>牛豚等疾病小委員会</td> <td> 一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。 </td> </tr> </table>	名称	所掌事務	牛豚等疾病小委員会	一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> <tr> <td>牛豚等疾病小委員会</td> <td> 一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。 </td> </tr> </table>	名称	所掌事務	牛豚等疾病小委員会	一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。
名称	所掌事務										
牛豚等疾病小委員会	一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。										
名称	所掌事務										
牛豚等疾病小委員会	一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。										
<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> <tr> <td>家きん疾病小委員会</td> <td> 一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、家きんの疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 家きんの疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。 </td> </tr> </table>	名称	所掌事務	家きん疾病小委員会	一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、家きんの疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 家きんの疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> <tr> <td>家きん疾病小委員会</td> <td> 一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、家きんの疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 家きんの疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。 </td> </tr> </table>	名称	所掌事務	家きん疾病小委員会	一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、家きんの疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 家きんの疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。		
名称	所掌事務										
家きん疾病小委員会	一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、家きんの疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 家きんの疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。										
名称	所掌事務										
家きん疾病小委員会	一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、家きんの疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 家きんの疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。										

<p>プリオン病小委員会</p>	<p>一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、プリオン病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。</p> <p>二 プリオン病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。</p>
<p>衛生管理小委員会</p>	<p>一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、衛生管理に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。</p> <p>二 プリオン病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。</p>